

## 第20 建築物の屋上に設けるビアガーデン、遊技場等

建築物の屋上に設けるビアガーデン、遊技場等に対しては、原則として次の事項を指導すること。

- 1 消火器、非常警報設備、避難器具及び誘導灯を次の基準により設置すること。
  - (1) 消火器及び非常警報設備は、法第17条の技術上の基準に係わらず、当該用途に使用する規模、形態に応じて有効と思われる箇所に設置すること。
  - (2) 避難器具は、当該用途に使用する部分を、省令第1条に基づき収容人員を算定し、政令第25条に基づき設置すること。なお、この場合の設置個数については、省令第26条の規定を適用し、減免できるものであること。
  - (3) 誘導灯は、避難口誘導灯（非常照明等により当該避難口を容易に識別できるものにあつては、誘導標識）を設置するものとし、通路誘導灯の設置は、要しないこと。ただし、当該用途に使用する規模、形態に応じて必要と思われる箇所には、誘導標識を設置すること。
  
- 2 テーブル、いす及び売場等の配置にあたっては、階段に通じる通路等を避難上有効に確保すること。
  
- 3 建基政令第126条に基づく屋上広場にあつては、5階以上の階で床面積が最大となる階の床面積の1/2以上の大きさの広場部分を確保し、かつ、避難上支障のないものとする。こと。  
※ 屋上広場は一時避難の場所であるので、工作物を設け、又は物品（容易に移動できる重さ、量の物品で、主として不燃材料で造られているものを除く。）を置くビアガーデン等の部分は、屋上広場として扱えないものであること。
  
- 4 日除け等を設ける場合、骨組は不燃材料とし、屋根は、防災性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。こと。